

神戸市固定資産（土地）路線価図

この路線価図は、固定資産（土地）評価額の算出に用いる路線価及び標準宅地の単位地積当たり価格について一般の閲覧に供するため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 410 条第 2 項に規定する「地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面」として作成したものです。

地方税法第 388 条第 1 項の規定に基づく固定資産評価基準（昭和 38 年自治省告示第 158 号）に規定する市街地宅地評価法が適用される地域については、標準宅地の位置及び街路ごとの路線価、その他の宅地評価法が適用される地域については、標準宅地の位置及び単位地積当たりの価格を表示しています。

路線価及び標準宅地の単位地積当たりの価格は、令和 2 年 1 月 1 日を価格調査基準日として算出しています。

なお、固定資産評価基準に基づく評価額の修正及び地方税法附則第 17 条の 2 の規定に基づく評価額の修正に係る修正率については、別冊の「神戸市固定資産（土地）路線価図 修正率表」に表示していますので、そちらもあわせてご覧ください。

路線価図及び修正率表は神戸市のホームページでもご覧いただくことができます。

（神戸市ホームページ）<https://www.city.kobe.lg.jp/>

路線価図の図面番号の位置関係が分かりにくい場合、固定資産（土地）路線価図索引図（図面番号確認用）で図面番号を確認してから、固定資産（土地）路線価図を閲覧してください。

路線価図の説明

1 路線価図

(1) 市街地宅地評価法（路線価方式）適用地域

ア 縮尺

1, 500 分の 1 で表示しています。

イ 標準宅地

標準宅地（路線価算定の基礎となる地域の標準的な宅地）の位置を **標** で表示しています。

ウ 路線番号

街路の路線番号を表示しています。上 4 桁の数字が「修正率表」の整理番号と対応しています。

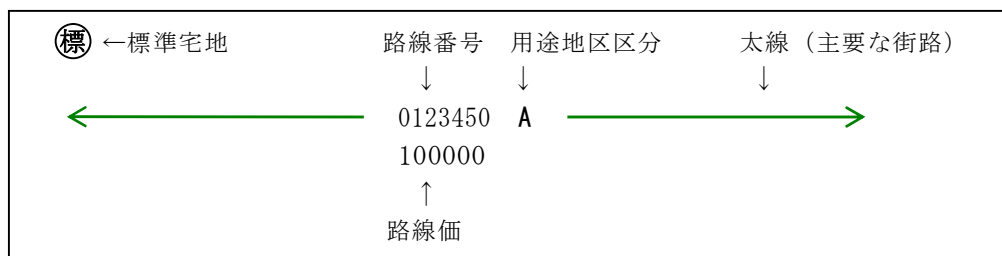
エ 路線価

令和 2 年 1 月 1 日を価格調査基準日として求めた 1 平方メートル当たりの価格を 1 円単位で表示しています。

オ 用途地区区分

次の区分に従い、街路ごとに用途地区をアルファベットで表示しています。

繁華街地区	高度商業地区	普通商業地区	ビル街地区	大工場地区	中小工場地区	高級住宅地区	普通住宅地区	併用住宅地区	観光地区
A	B	C	D	E	F	G	H	J	K



(2) その他の宅地評価法(標準宅地比準方式)適用地域

ア 縮尺

7,500分の1で表示しています。

イ 標準宅地

標準宅地(地域の標準的な宅地)の位置を(標)で表示しています。

ウ 標準宅地番号

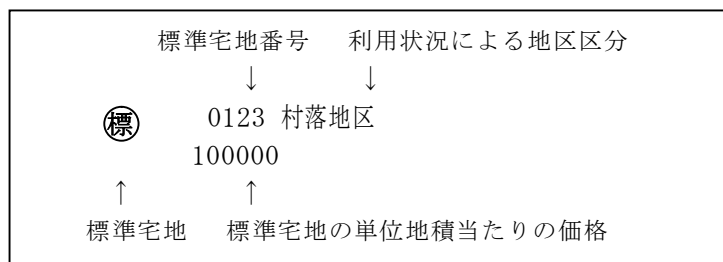
標準宅地の番号を表示しています。「修正率表」の整理番号と対応しています。

エ 単位地積当たりの価格

令和2年1月1日を価格調査基準日として求めた1平方メートル当たりの価格を1円単位で表示しています。

オ 利用状況による地区区分

利用状況による地区区分を表示しています。



【注意事項】

- この路線価図に記された路線価及び標準宅地の単位地積当たりの価格は、固定資産(土地)の評価額を算出するために定められたものであり、現実の土地の取引価格ではありません。
- 個々の土地の具体的な評価額の算出にあたっては、それぞれの土地の形状等が考慮されるため、その1平方メートル当たりの価格は路線価と一致しません。
- この路線価図に表示された路線については、令和2年1月1日を価格調査基準日としたものを表示しています。

価格調査基準日以降、各年度において路線の新設、路線の位置または形状の変更あるいは価格の修正があった場合については、各年度において路線価図の更新を行います。